

事務連絡
令和3年11月18日

各都道府県・指定都市国際交流主管部長 殿
各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長 殿

総務省自治行政局国際室長
外務省大臣官房人物交流室長
文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室長

「水際対策強化に係る新たな措置（19）」のJETプログラムへの適用について（通知）

平素より、JETプログラム事業に御理解・御協力をいただきまして、ありがとうございます。

現在、JETプログラム事業においては、水際担当省庁との協議に基づき、14日間（日本において有効と認められているワクチン接種証明書の提示等一定の要件を満たす場合のみ10日間）の待機を含む防疫措置を実施することを条件に、新規招致を順次進めているところです。

今般、政府の方針により、有効なワクチン接種証明書を有する入国者については、添付の「水際対策強化に係る新たな措置（19）実施要領」に従い、受入責任者からの申請を業所管省庁が事前に審査し、受入責任者がその行動管理等に責任を持つことを要件に、入国後14日目までの待機期間中であっても、入国後最短4日目から事前に審査された活動計画書に記載された活動が認められることとなりました。

JETプログラム事業においても、有効なワクチン接種証明書を有するJETプログラム参加者について、参加者自身及び任用団体が待機期間中の行動制限緩和を希望する場合には、待機緩和期間中の受入責任者を任用団体とした待機緩和措置の申請（以下「申請」という。）を受け付けることといたします。

なお、行動制限緩和の申請に当たり必要な書類や入国者及び受入責任者が実施すべき事項、認められる特定行動についての考え方等については添付の「水際対策強化に係る新たな措置（19）実施要領」、別添「特定行動のガイドライン」、各種様式、制度説明資料及び事務フローイメージを御参照ください。

また、申請は（一財）自治体国際化協会において取りまとめを行いますので、具体的な事務手続等については、同協会から別途連絡いたします。

なお、都道府県におかれましては管内市区町村担当部局に、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会に対して、本件の周知を図るようお願いいたします。

【問い合わせ先】

(総合調整・別添資料の内容に関すること)

総務省自治行政局国際室 石川補佐、武藤事務官、内山事務官

TEL : 03-5253-5527 E-mail : kokusai@soumu.go.jp

(在外公館での募集・選考に関すること)

外務省大臣官房人物交流室 濱尾補佐、西出補佐

TEL : 03-5501-8143

(ALTの学校における業務に関すること)

文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室 荒川(優) 専門職 秋山係員

TEL : 03-6734-3480